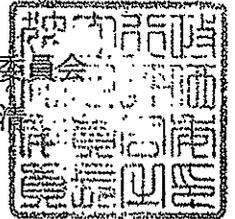


独評発第1109001号
平成17年11月9日

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 黒川 清



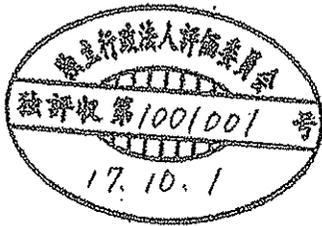
厚生労働省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）につ
いて

下記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、別添のとおり決定
したので、通知する。

記

独立行政法人福祉医療機構（別添1）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（別添2）





(別添1-1)

総 総 第1001002号
平成17年10月1日

厚生労働省

独立行政法人評価委員会

黒 川 清 殿

独立行政法人福祉医療機構

理事長 山口 剛



独立行政法人福祉医療機構の役員退職について

平成17年9月30日付けで、当機構の次の役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏 名 ██████████
役 職 理 事
在職期間 平成15年10月1日から平成17年9月30日まで

氏 名 ██████████
役 職 理 事
在職期間 平成15年10月1日から平成17年9月30日まで

以上

独立行政法人福祉医療機構の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人福祉医療機構の退職役員（2名）の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 ██████████ 業績勘案率は、1.0とする。
（業績勘案率の適用があるのは、平成16年1月1日以降の在職期間に限る。）

理事 ██████████ 業績勘案率は、1.0とする。
（業績勘案率の適用があるのは、平成16年1月1日以降の在職期間に限る。）

※ 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定、別紙1）に基づき、以下のとおり算定したもの。

(1) 役員の在職期間のうち年度評価実施期間の実績

	平成15年度	平成16年度
法人の年度業績勘案率の平均値	1.42 (別紙2)	1.42 (別紙3)
平均値の分類	Y	Y
各分類に対応する率	1.0	1.0

(2) 役員の在職期間のうち年度評価未実施期間の実績

平成17年4月～9月については年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別紙4）と平成16年度実績を比較考量すると、平成16年度実績とほぼ同水準とみなすことが適当。

→ 平均値の分類：Y、各分類に対応する率：1.0

(3) 退職役員に係る職責事項についての申請等の有無

独立行政法人福祉医療機構からの申請 → 無

独立行政法人評価委員会委員からの申出 → 無

(4) 独立行政法人評価委員会（第21回医療・福祉部会）での審議

上記の結果を基に審議し、当該役員（2名）の業績勘案率をともに1.0とすることです承。

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定
 平成16年12月1日改定
 厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。（法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。）
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1. 0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。

- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の②の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。
なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。
- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

個別項目に関する評価結果(平成15年度)

福祉医療機構														
平成15年度評価結果														
											平均	評価結果	対応率	
1	効果的な業務運営体制の確立(ISO9001の認証取得に向けた取組み)	4	4	3	3	4	4	4	3	4	4	3.67	A	1.5
2	" (人事評価制度の試行的運用と構築)	4	4	4	3	4	4	5	4	4	5	4.17	A	1.5
3	" (トップマネジメント機能の発揮)	4	4	3	3	4	5	5	4	3	5	4.08	A	1.5
4	業務管理の充実(業務管理のための仕組みの検討)	4	3	3	3	3	4	5	4	3	4	3.67	A	1.5
5	" (リスク管理体制の強化)	4	3	4	3	5	5	5	4	4	5	4.25	A	1.5
6	" (ALMシステムの活用等、りん漆・決裁システムの開発)	4	3	4	3	4	4	4	4	3	4	3.75	A	1.5
7	業務運営の効率化に伴う経費削減(一般管理費等の経費削減)	4	4	3	3	4	3	4	4	4	4	3.75	A	1.5
8	福祉医療従事者(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	3	3	4	3	4	4	3	4	3.58	A	1.5
9	" (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	4	3	5	5	5	4	4	5	4.33	A	1.5
10	福祉医療従事者(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	3	4	3	3	4	4	4	4	4	3	3.68	A	1.5
11	" (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4.17	A	1.5
12	若手・子育て障害者基金事業(業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	3	3	4	3	4	3	4	4	3.58	A	1.5
13	" (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	4	4	4	4	5	4	4	5	4.25	A	1.5
14	高齢者当番員事業(業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	3	3	3	2	3	3	4	3	3	3	3.00	B	1.0
15	心身障害者共済保険事業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3.00	B	1.0
16	福祉医療従事者(業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	3	3	4	3	4	4	4	4	3.67	A	1.5
17	" (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	4	3	4	3	4	5	5	4	4	5	4.17	A	1.5
18	年金控除員事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	2.92	B	1.0
19	" (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	4	4	4	3	4	4	5	3	4	5	4.09	A	1.5
年度業績調査率の平均値														

個別項目に関する評価結果(平成16年度)

福祉医療機構													
平成16年度評価結果													
											平均	評価結果	対応率
1	効果的な業務運営体制の確立 (ISO9001の認証取得に向けた取組み) (人事評価制度の試行的適用と構築) (トップマネジメント機能の発揮)	5	4	4	4	4	4	5	5	4	4.44	A	1.5
2	業務管理の充実 (業務管理のための仕組みの検討) (リスク管理体制の強化)	3	3	4	4	3	4	4	4	4	3.67	A	1.5
3	業務運営の効率化に伴う経費削減 (ALMシステムの活用等、リソース・決裁システムの開発)	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4.00	A	1.5
4	福祉医療費付事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	3	3	3	4	4	4	3.44	B	1.0
5	" (業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	4	4	4	3	3	4	4	4	4	3.78	A	1.5
6	福祉医療経営指導事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	4	4	3	4	4	4	3.56	A	1.5
7	" (業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	3	3	4	4	4	4	3.56	A	1.5
8	長寿・子育て・障害者基金事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	1.5
9	" (業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4.22	A	1.5
10	退職手当共済事業(業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3.11	B	1.0
11	心身障害者扶養保険事業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3.00	B	1.0
12	福祉医療経営情報サービス事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	4	3	4	5	4	4	3.78	A	1.5
13	" (業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	5	3	4	4	3	4	5	4	4	4.00	A	1.5
14	年金担保貸付事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	3	4	4	4	4	4	3.67	A	1.5
15	" (業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	3	3	4	3	3	4	4	4	4	3.56	A	1.5
16	労災年金担保貸付事業(業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置)	3	4	4	4	4	4	4	3	4	3.78	A	1.5
17	" (業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	1.5
18	財務内容の改善に関する事項(予算・収支計画及び資金計画)	3	3	4	3	3	4	4	4	4	3.56	A	1.5
19	その他業務運営に関する事項(職員の人事に関する計画)	3	3	4	4	4	4	4	3	4	3.67	A	1.5
											年間業績動向調査の 平均値		

平成17年度事業実績報告(4～9月実績)

評価項目	平成17年4月から9月の主な業務実績
1 効率的な業務運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月、保険部の廃止等により部長ポスト1、課長ポスト3及び課長代理ポスト6を削減し、組織のスリム化を図った。 平成17年4月、ISO9001の認証を取得するとともに、7月から内部監査を実施した。 人事評価制度の一層の定着を目指し、評価者研修及び被評価者研修を実施した。 トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的な開催に努めた。
2 業務管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 管理会計導入の可能性に関する調査等を行った。 条件緩和債権の厳格化等、債権区分別に適切に債権管理を行った。 機構の貸付業務に係る財務構造についてALM分析を行い、財投機関債発行等に活用した。
3 業務運営の効率化に伴う経費節減	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費等の削減については、平成17年度の削減対象経費額の目標値を定め、その範囲内となるよう適切な執行に努めている。
4 福祉医療貸付事業 (業務運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から新たに創設された地域介護・福祉空間整備等交付金等に沿って、交付金等の対象事業を優先的に融資するなど国の政策に連携した融資を行った。 政策融資の機能を点検した結果、平成17年4月から介護関連施設等の融資率の引き下げ及び貸付利率の見直し等融資条件の見直しを行った。 事業の計画的な推進を図るため、需要動向調査等を行った。 協調融資制度の党書締結金融機関数が150機関となり、協調融資制度を利用した申込みは62件(9月14日)となっている。
5 福祉医療貸付事業 (業務の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間は平成17年8月までの累計で福祉貸付68日、医療貸付40日で中期目標を上回る水準となっている。 資金交付期間は平成17年8月までの累計で福祉貸付9.5日、医療貸付10.2日で中期目標を上回る水準となっている。 医療貸付資金単独借入申込書を作成するなど借入申込書及び添付資料の見直しを行い、平成17年度から使用を開始し、利用者の負担の軽減を図った。 平成15年5月に受託金融機関業務研修会議を、7月に各都道府県市実務担当者を対象とした説明会を開催した。
6 福祉医療経営指導事業 (業務運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> 集団経営指導(セミナー)における収支相償に努めた。 セミナー開催において、業務の一部を外部委託し、効率的な運営を実施した。 個別経営診断の処理日数短縮に努め、診断料設定方式等の見直しに着手した。
7 福祉医療経営指導事業 (業務の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> 外部セミナーや研修に参加し、担当職員の専門能力の向上に努めた。 小規模多機能サービスの経営実態の調査分析を目的とした研究会を開催するとともに、4施設について訪問調査を実施した。 集団経営指導について、実施2か月前までの告知など迅速化を図るとともに、周知広報の強化に努めた。 個別経営診断について、「損益分岐点比率」等を加味するなど診断手法の改善に努めた。 開業医承継支援事業について、メール及び郵送による譲渡物件の案内を実施するなど登録者に対するフォローアップを行った。
8 長寿・子育て・障害者基金事業 (業務運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> 財投機関債を中心とした運用を行い、運用効率を高めた。 交付金申請の受理から交付決定までの期間については、効率的な事務処理に努めた結果26日と中期目標の30日以内を上回る水準となった。
9 長寿・子育て・障害者基金事業 (業務の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> 募集要領をホームページにおいて締め切り2か月前(8月29日)に公開した。また、都道府県社会福祉協議会等を対象とした説明会を開催するなど幅広い情報提供を積極的に行った。 応募団体の利便性の向上のため、助成金交付要望書の様式改正、記載要領、記載例の見直しを行った。 助成手続きの電子化の準備のための勉強会を実施した。 平成16年度分助成事業の事後評価として、平成17年4月から完了報告の確認時に合わせて書面評価を実施した。

評価項目	平成17年4月から9月の主な業務実績
10 退職手当共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ・受付から給付までの期間については、平成17年8月末までの累計は74.7日であり、適正に執行している。 ・平成17年4月からホームページに「退職届入力補助システム」を掲載し、利用者の手続き面での負担を軽減した。
11 心身障害者扶養保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度決算を踏まえ、財務状況検討会報告書を取りまとめ、国に提出した。 ・事務担当者会議の開催準備に着手した。
12 福祉保健医療情報サービス事業 (業務運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年7月にWAM NET担当者会議を開催し、介護事業者情報のインターネット接続の送信方法の変更について説明した。送信方法の変更により今後の経費が削減される見込みとなった。 ・厚生労働省の「看護師等養成所報告管理システム」の運用等更なる収入確保の拡大を図っている。
13 福祉保健医療情報サービス事業 (業務の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月までに厚生労働省ホームページに直接リンクを800件以上設定するなど福祉保健医療分野の行政情報等について、迅速に情報を提供した。 ・モニター調査等の結果を踏まえ、平成17年4月には行政資料コーナーをリニューアル、7月には介護・支援費事業者検索画面の改善等を行い、操作性の向上等を図った。 ・平成17年8月までの累計でアクセス件数は454万件、利用機関登録数は4万9千件で前年度数値を上回るなど拡大が図られている。 ・WAM NETの利用促進を図るため、平成17年7月滋賀県にて操作説明会を開催したほか、他県での説明会の開催を計画した。
14 年金担保貸付事業 (業務運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月からの償還方法の変更等に伴う業務運営コスト等の把握に努めるとともに、金利設定方法の妥当性を検証した。
15 年金担保貸付事業 (業務の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月から導入予定の償還方法の変更や事務処理期間の短縮等について、周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起を図るため、リーフレットを46万部配布した。 ・平成17年7月、償還方法の変更等に適切に対応するため、受託金融機関事務打合せ会を全国6ヶ所で開催、参加率は80%と前年度を上回った。 ・償還方法の変更等の事務処理等についてのフォローアップの準備に着手した。
16 労災年金担保貸付事業 (業務運営の効率化)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月からの償還方法の変更等に伴う業務運営コスト等の把握に努めるとともに、金利設定方法の妥当性を検証した。
17 労災年金担保貸付事業 (業務の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月から導入予定の償還方法の変更や事務処理期間の短縮等について、周知を図るとともに、悪質な貸金業者に対する注意喚起を図るため、リーフレットを11万部配布した。 ・平成17年7月、償還方法の変更等に適切に対応するため、受託金融機関事務打合せ会を全国6ヶ所で開催、参加率は80%と前年度を上回った。 ・償還方法の変更等の事務処理等についてのフォローアップの準備に着手した。
18 財務内容の改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健医療情報サービス事業等において更なる運営費交付金以外の収入確保に努めている。 ・福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業の貸付原資として一般勘定において財投機関債500億円(10年債400億円、20年債100億円)、年金担保貸付勘定で300億円(3年債)を発行した。 ・平成16年度に共済勘定において借入れた短期借入金5,314百万円については、平成17年5月末に返済した。
19 その他業務運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する計画に従い、課長代理研修等を実施した。